

浜健障第160号

令和2年5月1日

放課後等デイサービス事業所 各位

障害保健福祉課長 久保田 尚宏

県立学校の臨時休校期間の延長に伴う  
放課後等デイサービス事業所等の対応について

令和2年4月30日に県教育委員会より県立学校の臨時休校期間を再び延長することが発表されました。

このことを受け、臨時休校期間中の放課後等デイサービス事業所の対応を以下のとおりとします。

記

**1 臨時休校期間（4月30日現在）**

現在の臨時休校期間：4月11日（土）から5月10日（日）まで

延長する期間：5月11日（月）から5月31日（日）まで

**2 事業所の対応について**

- (1) 利用者の状況や家族の状況を踏まえ、可能な場合には通所を控えていただくことによりサービスの提供を縮小するなど、感染拡大防止のための対応を検討した上で、支援が必要な利用者に対する支援が提供されるように事業継続してください。
- (2) 臨時休校期間中の報酬は休業日に行う場合の単価を算定します。
- (3) 令和2年4月6日浜健障第10号で通知している通り、居宅等においてできる限り支援を行った場合は、報酬の対象とすることを可能とします。
- (4) 市立小中学校・市立高校の臨時休校期間が5月6日以降も延長された場合は別途連絡します。

**【お問い合わせ先】**

浜松市障害保健福祉課指導グループ

☎457-2860 FAX457-2630

E-mail: [syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:syoghuku@city.hamamatsu.shizuoka.jp)